



市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成14年8月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

○長野県規則第47号

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則（平成11年長野県規則第50号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市 町 村 課

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成14年8月22日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿部 守一

○長野県規則第48号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定等に関する規則を廃止する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定等に関する規則（昭和37年長野県規則第53号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市 町 村 課